

農林水産部発注工事等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

<令和2年4月30日（令和4年9月26日改訂版）>

公共工事は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言があっても、社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められてきたところであり、県発注工事においても、感染予防対策の徹底を図りながら工事を継続しています。

本マニュアルは、建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国の通知等に基づき策定したものです。3密の回避など感染予防対策については国のガイドライン等に基づき実施するとともに、作業従事者等に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、本マニュアルにより適切な対応をお願いします。

1 感染予防策

受注者

- ①「3密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の回避
 - ・換気の励行（朝礼、打合せ時、作業時、休憩時、移動中の車内など）
 - ・作業員同士が接するときは十分な距離を確保（2メートル以上）
 - ・休憩時間をずらして部屋の密度を減少
- ②衛生管理の徹底
 - ・手洗い・マスク着用の励行
 - ・現場入場前の検温及び記録（勤務中に体調が悪くなった作業員等は必要に応じ帰宅させ自宅待機）
 - ・アルコール消毒液の設置と不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒
- ③連絡体制の構築
 - ・発注者への速やかな連絡体制の構築（感染者が発生した場合等）
 - ・保健所等の公的相談窓口の把握
- ④時期等に応じた対策の実施（取組事例を参照）
 - ・夏場はフェイスシールドや空調機能付き作業服を着用するなど熱中症リスクを軽減
 - ・冬場は適切な換気（室温が下がらない範囲（18℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を実施
 - ・職場等における飲み会の自粛など、大人数による飲食の場を中心とした感染リスクの回避

発注者

- ①円滑な発注に向けた取組
 - ・工事等の見積り合わせにあたっては、郵送による見積書の提出も可
 - ・契約の締結にあたっては、郵送による契約書の提出も可
 - ・新型コロナウイルス感染症を原因とする一時中止等により工事が完成しない場合でも、総合評価方式において施工実績として評価
- ②受注者のサポートに向けた取組
 - ・受注者が感染予防対策を実施する場合は、受発注者間で協議のうえ、必要と認められる対策については設計変更で費用を計上
 - ・建設関係企業からの相談を受付（建設業サポートデスク）
 - ・会議・打合せ内容の見直し（メール等の活用、短時間、最少人数、参加者の記録など）

2 作業従事者等に感染者や濃厚接触者が発生した場合等の対応

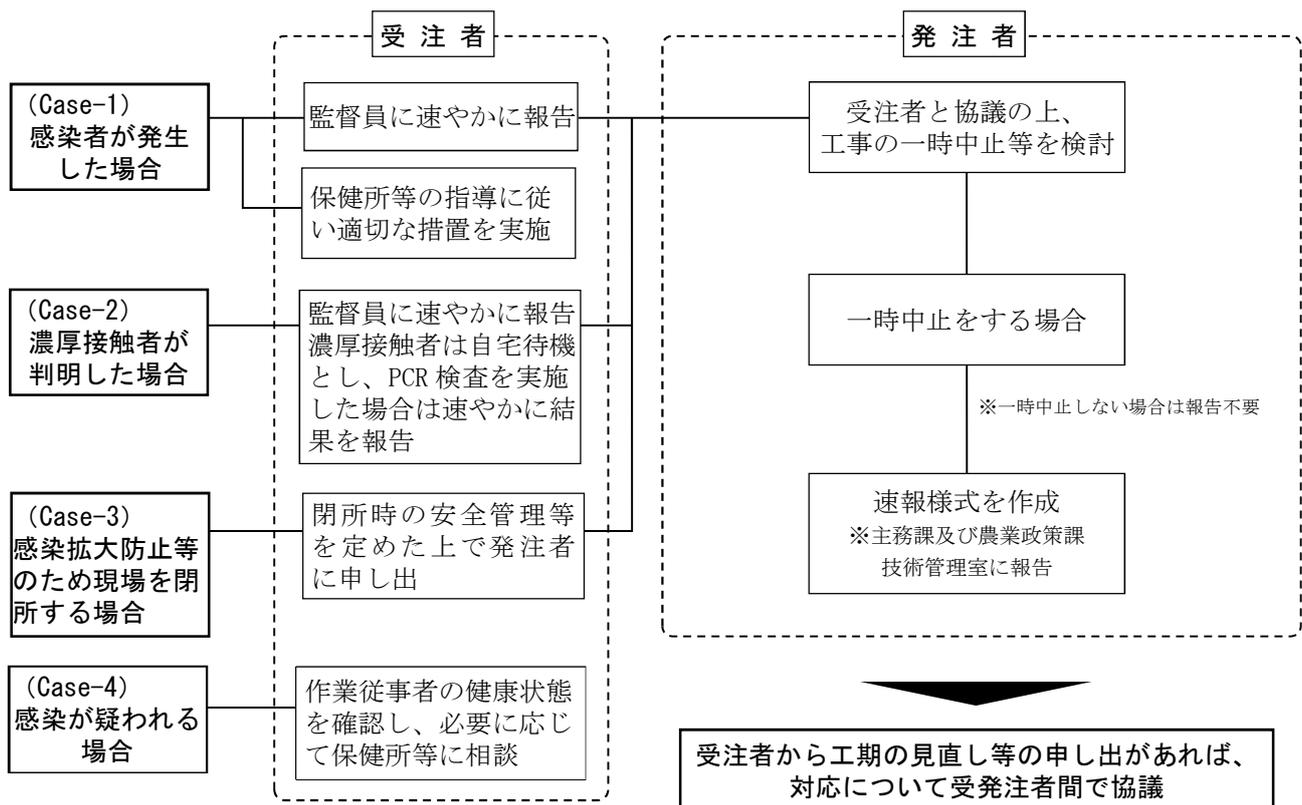
受注者

- ① 感染者が発生した場合は、発注者に速やかに報告するとともに、保健所等の指導に従い適切な措置を実施
- ② 濃厚接触者が判明した場合は、発注者に速やかに報告するとともに、保健所等の指導に従い濃厚接触者を自宅待機とするなど、適切な措置を実施。なお、PCR検査を行った場合は、その結果を速やかに発注者に報告の上、今後の対応を協議
- ③ 感染拡大防止等のため現場閉所を希望する場合は、閉所時の安全管理計画や緊急連絡先等を定めた上で発注者と対応について協議
- ④ 発熱や咳など感染が疑われる場合は、直ちに帰宅させ、自宅待機とし、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所等への相談を指示

発注者

- ① 感染者が発生した場合は、受注者から状況を聞き取りのうえ、工事の一時中止等の措置について受注者と協議し、工事の一時中止を指示した場合は、速報様式を作成し主務課及び農業政策課技術管理室に報告する。
- ② 濃厚接触者が判明した場合も同様に、工事の一時中止等の措置について受注者と協議し、工事の一時中止を指示した場合は、速報様式を作成し主務課及び農業政策課技術管理室に報告する。
- ③ 受注者から感染拡大防止等のため現場閉所の申し出があった場合は、工事の一時中止等の措置について受注者と協議し、工事の一時中止を指示した場合は、速報様式を作成し主務課及び農業政策課技術管理室に報告する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合等のため、監理技術者等が職務を継続できない場合は交代も可とする。

<参考> 感染者や濃厚接触者が発生した場合等の対応



<参 考>

○石川県新型コロナウイルス感染症対策サイト

※新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口など

<https://stopcovid19.pref.ishikawa.jp/>

QRコード

